

財政指標、情報開示の徹底等

1 概要

○現行制度では、財政再建の基準として用いられている指標は、フローの財政状況を表す実質収支の赤字のみであるが、新しい再生制度を的確に機能させるため、指標の充実を図るとともに、その正確性等を確保するための仕組みを整備すべきではないか。

2 財政指標の整備

○新たな再生制度における指標は、分かりやすさや客観性に配慮しつつ、以下のように考えるべきではないか。

(フロー指標)

- ・ 現行の再建法で用いられている実質収支比率は、普通会計を中心とした収支状況を表す最も基本的な指標であるが、普通会計を中心とする指標については、引き続き用いるべきではないか。
- ・ 実質公債費比率は、地方債の許可団体への移行基準、起債制限の基準とされるなど、普通会計が負担すべき実質的な公債費負担の水準を捉える地方財政法に基づく指標であることから、フロー指標として用いるべきではないか。
- ・ 現行の再建法及び公営企業の再建制度によっては収支の赤字が捉えられていない会計があるが、これらの会計を含めできる限り隙間がなくなるようなフロー指標を整備すべきではないか。

(ストック指標)

- ・ フロー指標のみでは、現在の収支や公債費負担は健全であっても、将来負担となるストックが増大して収支や公債費負担に重大な影響を与える可能性を捉えられないことから、そのような危険性を未然に把握する観点からストックの状況を把握する指標を導入すべきではないか。
- ・ その際、現在の地方公共団体の行政活動の多様化に対応し、公営企業、

一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、地方公共団体の普通会計が直接負担するものに加え、客観的に負担する蓋然性が高い部分を捉え、これを財政規模など負債償還能力と比べた指標を検討すべきではないか。

- ・また、地方公社や第三セクターについては、例えば、当該地方公共団体が債務保証又は損失補償を設定した額のうち、当該団体が客観的に負担する蓋然性の高い部分を対象とすべきではないか。

○なお、上記に加え、公営企業会計についても事業会計ごとに指標を設定することも考えるべきではないか。

3 指標の開示と正確性等の確保

○財政指標については、各地方公共団体が、毎年度、決算をもとに算定し公表することを義務づけることとすべきではないか。

○指標の算定に際しては、その客観性を担保するため、第三者機関の活用など監査機能のあり方等の必要な措置を検討すべきであるが、具体的にどのような仕組みを考えるか。

○当該地方公共団体の外部の者であっても、当該指標算定の基礎データが検証できるよう、指標算定に係る書類を備え付けなければならないこととすべきではないか。

実質収支（赤字）比率・実質公債費比率について

1. 実質収支（赤字）比率

$$\text{実質収支（赤字）比率} = \frac{\text{実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）}}$$

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の逓次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。実質収支赤字には、決算年度のみならず、過去の赤字要素も含みうるが、当該団体は「収支均衡の原則」の下、できる限り速やかに赤字を解消することが求められる。

※ 収支均衡の原則

健全な財政運営のための原則のうち、「収支均衡の原則」は最も基本的な原則であり、予算・決算両面から強く要請されるものである。地方自治法第210条において、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」（総計予算主義）とされているが、歳入予算と歳出予算はそれぞれ独立では成り立たず、収入予定額と支出予定額が同額になるような予算の調製がなされなければならない。収支均衡予算が作成されれば、予算の財政統制機能が適切に確保されている前提の下、決算も収支均衡が図られるはずである。

2. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{元利償還金} \\ \text{（繰上償還等を除く）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{準元利償還金} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{特定財源} \end{array} + \begin{array}{l} \text{基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金等} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ \text{（標準税収入等＋普通交付税）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金等} \end{array}}$$

地方債協議制度において、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずることとされている。実質公債費比率は、この「元利償還費」を測る水準として、標準的一般財源の規模に対する実質的な公債費相当額の割合を測る指標として、従来の起債制限比率に厳格化、透明化の観点から一定の見直しを行い、新たに導入したものの。

なお、主な見直しのポイントは以下のとおり。

- 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入
- PFI や一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの一統
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映

ストック指標について

1. ストック指標の導入の趣旨

＜新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）（9月25日）＞

ストック指標は、普通会計が直接負う債務のみならず、公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、普通会計が実質的に負担することとなる債務を捉えて、例えばこれを負債償還能力と比較した指標とすることを検討すべきである。また、指標の設計に当たっては、その経年的な傾向も勘案する民間の取組を参考とすることも考えられる。

- ・ フロー指標のみを活用すると、フロー（毎年度の公債費、資金繰り等）の健全性は維持されるものの、実質的な負債（ストック）は増嵩している場合がある。
- ・ その実質的な負債が一定程度以上になれば、将来において多大な財源をその償還に充てなければいけない危険性が高くなるが、それはフロー指標では把握できないため、ストック指標を導入することが必要である。

2. ストック指標の検討例

（「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」（平成17年3月））

＜財政規模に対する将来負担の大きさを表す指標＞

$$\text{①将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{標準財政規模}}$$

＜財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標＞

$$\text{②将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{(\text{経常一般財源等} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分}))}$$

＜財政余力に対する将来負担の年度当たり返済見込額の大きさを表す指標＞

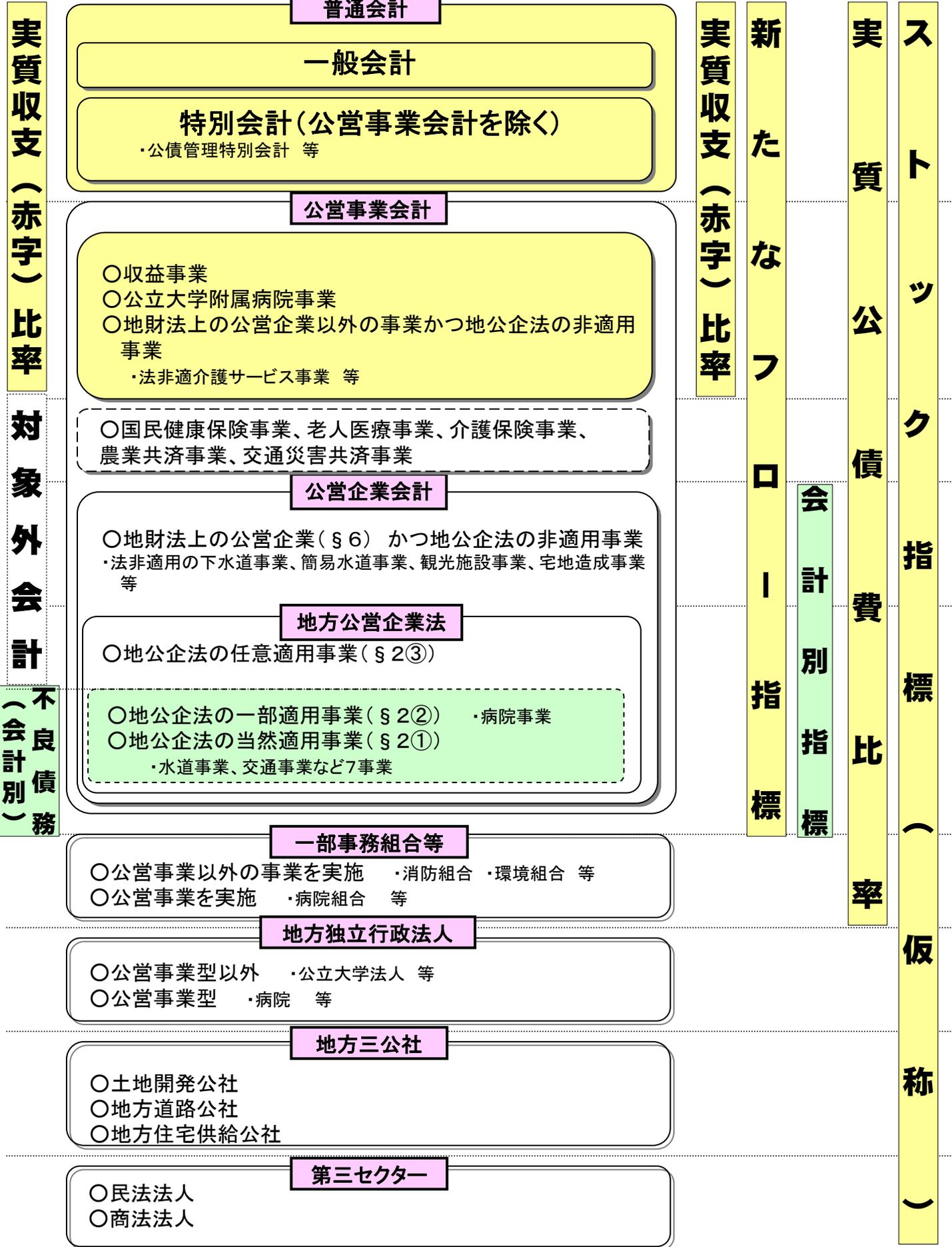
$$\text{③単年度財政余力比率} = \frac{(\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}) \div \text{平均残存年数}}{(\text{経常一般財源等} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分}))}$$

②③の経常一般財源等＝経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債

フロー・ストック指標の対象範囲について

現行指標の対象範囲

指標の対象範囲(検討試案)



準用財政再建制度（公営企業）の仕組み

資料2-5

- ◎昭和41年の地方公営企業法改正時に準用財政再建制度を導入（第49条）
- ◎地方財政再建促進特別措置法による一般会計の財政再建方式に準じている。

◇対象企業：下記①及び②に両方あてはまる企業

- ①法定7事業（国庫補助金の交付を受けた工業用水道事業を除く） + 病院事業（財務規定等適用含む）
- ②昭和41年度以降の年度において不良債務（≡流動負債－流動資産）を有する企業

議会の議決を経て、財政再建の申請

◇財政再建計画（再建期間はおおむね7年度以内）の作成

- ①財政再建の基本方針
- ②各年度において解消する不良債務
- ③不良債務を解消し、財政の健全化を回復するための具体的措置
 - ・収益の増加又は経費の節減を内容とする経営の合理化計画
 - ・料金の適正化計画
 - ・一般会計からの出資金、負担金、補助金の繰入れの計画

議会の議決
総務大臣の同意

財政再建計画に基づき予算編成（予算編成権を制約）
計画に従った業務の執行